

よくある質問

1. 補助金の募集要件

No.	分類	Q	A
1	施工業者について	施工業者は滋賀県内に限定されているのですか。	補助対象設備の施工業者は県内事業者である必要があります。(補助対象設備本体の購入は県外事業者でも構いません。)支店、営業所等の名称は問いませんが、事務所機能を有していれば差し支えありません。 HEMSは滋賀県内の販売店から購入する必要があります。
2	施工業者について	基本対策推進事業の申請書類の中の領収書ですが、領収書に記載される販売店名と住所は本社ではなく、滋賀の支店の住所でないといけないのですか？	対象設備の施工業者(工事完了証明書の工事施行者)は県内事業者であることが必要ですが、対象設備の購入先(領収書の販売店名)は県外事業者でも構いません。
3	建物の所有者について	申請者の住民票上の住所と異なる家屋に補助対象設備を設置する場合、申請はできますか。 (例) 同一敷地内に番地の異なる家屋があり、住民票と異なる家屋に補助対象設備を設置する場合など。 (例) 別荘やセカンドハウスに補助対象設備を設置する場合。	申請できますが、補助対象設備を設置する家屋が申請者の所有であり、滋賀県内に所在する必要があります。補助対象設備を設置する家屋の、登記事項証明書(建物の全部事項証明書)を併せて提出してください。
4	建物の所有者について	別世帯の親族の家に補助対象設備を設置しました。申請をすることはできますか。	申請者が所有する家であり、補助対象設備の代金を支払っているのであれば、別荘としての取り扱いとして申請できます。(上記No.3参照)
5	建物の所有者について	親から建物を譲り受けて工事をしましたが、対象になりますか。	所有権が申請者に移った翌日以降に着工していることが条件になります。場合によっては登記事項証明書(建物の全部事項証明書)を提出して頂き、所有権の移転日を確認します。
6	既存住宅とは	太陽光については、新築住宅完成後に搭載するという場合、補助金対象になるということでしょうか。建設工事期間と対象設備工事期間が重なっていないものとなっているので…	新築住宅工事が完了後に、太陽光発電システムを設置する工事を実施される場合は、対象となります。 ※ただし、対象設備の工事着工日時点の建物の所有者が申請者もしくは同居の家族である場合のみ対象です。
7	申請期日60日以内の扱いについて	60日以内の申請ということですが例えば4月前半に完工、支払い済みの工事であればできるだけ早めという解釈でよろしいでしょうか。	申請受付以前に支払を完了されている場合は、申請受け付け開始後60日以内を原則として申請を行ってください。
8	ローン契約について	対象設備の支払後に申請との事ですが、ローンで契約されている場合の支払い完了の定義はどうなりますか？	補助対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、ローン会社等による立て替え払いも含めて代金の支払いが完了していること、あるいは補助対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、販売業者と今後全額支払いすることの契約が完了していることが定義となります。
9	併用の考え方	重点対策加速化事業と基本対策推進事業の併用の考え方は。	・重点対策加速化事業または基本対策推進事業のいずれかの補助を受けることができますが、同一対象製品については、重点対策加速化事業と基本対策推進事業の併用はできません。 ・したがって、太陽光発電システムについて重点対策加速化事業の補助を受けられる場合において、基本対策推進事業で蓄電池の補助を受けることは、同一対象設備の補助の併用にはあらず、設備要件等が認められる場合は補助を行うことができます。
10	各補助金との併用について	重点対策加速化事業＝国庫、基本対策推進事業＝県費、という認識でよいのか？県費の補助事業であれば、国の子育てグリーン住宅支援事業や先進的窓リノベ事業や給湯省エネと重複申請できる、という認識で良いのですか？	そのとおりです。県費を財源とする基本対策推進事業については、他の国庫を財源とする補助金とも併用が可能です。
11	各補助金との併用について	国の先進的窓リノベ事業で窓を、県の重点対策加速化事業で壁の断熱工事のみをそれぞれ申請することは可能ですか？	導入する設備に対し二重補助とならない、重点対策加速化事業に係る導入部分が改修率要件を満たすようであれば、併用いただくことは可能です。
12	各補助金との併用について	国庫を財源とするものとの併用はできないとは、市単独補助(市費100%)であれば併用可能という認識でよいのでしょうか？	そのとおりです。
13	登録申込について	登録申込のメリットはありますか。	工事着工前に登録申込をすること(任意)で予算を確保できますので、工事に一定の時間を要したため、工事完了後の交付申請時点で予算の範囲を超え受付終了になっても交付申請をすることが可能です。 ※登録完了通知日以前に工事着工された場合、予算確保の効力が失効しますのでご注意ください。

2. 重点対策加速化事業

No.	分類	Q	A
1	太陽光発電システム	補助金額の算定に用いる「太陽電池出力」について、太陽電池モジュールもしくは、パワーコンディショナーいずれの出力値を用いればよろしいでしょうか。	補助金額の算定に用いる「太陽電池出力」については、太陽電池モジュールの「JIS」等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値を用いてください。
2	太陽光発電システム	交付要件dに記載されている自己託送とはどういうことでしょうか？	太陽光発電設備を設置して発電した電気を送配電事業者が保有する送配電ネットワークを利用し、他地域の施設に供給することです。すなわち、自宅で発電した電気を、遠隔地の密接な別の施設に供給する場合は、対象外となります。
3	太陽光発電システム	FITが終了した既存の太陽光パネルにさらにパネルの増設をし蓄電池を設置する場合、もしくは既存パネルを撤去し改めてパネルを新設して、蓄電池を設置する場合は、今回の重点対策加速化事業の補助金の申請ができますか？	増設される設備容量が2kW以上の場合、重点対策加速化事業の補助の対象ですが、既存の太陽光発電システム設置時に同様の補助金を受けていないことが条件です。なお、既存のパネルを撤去し改めて新設されることは、同一の対象設備からの更新と解されるため、補助対象外です。
4	太陽光発電システム	FIT制度・FIP制度の認定は取得できないとの条件がありますが、余った電力は売電できないということでしょうか。	自家消費率が30%以上の状態であれば、FIT制度・FIP制度の認定を取得しない方法で売電を行うことは可能です。
5	太陽光発電システム	自家消費率30%以上が条件となっていますが、実績については毎年報告する必要はありますか？	例年12月～1月頃に財団より文書で情報の提供を依頼しますので、発電電力量・売電電力量等については記録を残していただきますようお願いいたします。また情報の提供等を求めた場合は、必ず協力してください。
6	高効率給湯器	国の給湯省エネ補助金では、既存給湯器の写真撮影の際、撮影日時プレートも同時撮影が条件ですが、この補助金では、日付のプレートは不要でしょうか？	日付のプレートは不要です。 型番が分かるように撮影された給湯器の写真を添付してください。
7	高効率給湯器	交換前給湯器の証明が必要ですが、銘板の字が小さい、劣化で消えている等、読み取れない場合はどうしたらよいですか。	交換前給湯器が高効率給湯器ではないことの確認のため資料を添付して頂いています。取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等で証明となるものを添付してください。
8	高効率給湯器	上記No.7の確認のための資料を添付することができない場合は、どうしたらよいですか。	原則は上記No.7の確認書類を提出いただけますが、いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定める「交換前設備証明書」を工事施工者に発行を依頼してください。
9	高効率給湯器(エネファーム)	既存の給湯器に後付けのエネファームを設置する場合、対象になりますか。	バックアップ熱源機は既存の給湯器のまま、燃料電池発電ユニットのみエネファームになるのであれば対象となります。
10	高効率給湯器(エネファーム以外)	従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO ₂ 効果の計算方法を教えてください。	このホームページのTOPICSに掲載の「高効率給湯器省CO ₂ 率計算シート例(Excel)」を参考にして計算した書類(任意様式)を添付の必要な書類等と併せて提出してください。 【ご参考】環境省「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html
11	家庭用蓄電池	補助金額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量を用いれば良いでしょうか？	補助金額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kwh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いてください。 「初期実効容量」ではないのでご注意ください。
12	家庭用蓄電池	家庭用蓄電池の要件の考え方は？(補助金額および価格要件の考え方は？)	事例を以下に記しますのでご参考ください。 【事例】 蓄電池価格：1,200,000円(税抜き) 蓄電池工事費：200,000円(税抜き) 合計：1,400,000円(税抜き) 蓄電池容量 公称容量9.5kwh 定格容量9.3kwh 補助金の算出 ①1,200,000円(本体価格・税抜き)×1/3=400,000円 ②155,000円/kwh×1/3(工事費込み・税抜き)が上限であることから、 155,000円/kwh×9.3kw×1/3=480,500円 ③工事費を除いた価格が交付金額の定義であることから 480,500円×1,200千円/1,400千円=411,857円となるが、上限300,000円が補助金額となる。 要件に該当するか 1,400,000円÷9.3=150,537円(1kwh当たりの価格) ※1kwh当たり155,000円以下であるので、交付要件dを満たしており、補助対象。

13	家庭用蓄電池	家庭用蓄電池の本体価格と設置工事費は、提出書類にどのように記載すればよろしいでしょうか。	<p>交付申請書3ページ目の家庭用蓄電池本体価格と設置工事費を分けた記載例(税抜き)。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象設備 設置経費 (補助対象経費)</td> <td>対象設備の種類 ①太陽光発電システム ②家庭用蓄電池(本体) ③家庭用蓄電池(工事費)</td> <td>設置経費(消費税を除く) 1,500,000円 1,200,000円 200,000円 合計 2,900,000円</td> </tr> </table> <p>定格蓄電容量が9.3kwhの場合</p> <p>蓄電池 補助対象経費 1,200,000円(本体価格) × 1/3 = 400,000円(A) 定格蓄電容量(9.3)kwh × 15.5万円 × 1/3 = 480,500円(B) (上限30万円、促進分はなし)</p> <p>(A)>(B)の場合は次の算式で求めた金額としてください。 (B)×(本体価格)÷(本体価格+設置工事費)</p> <p>例 (1,400,000円 ÷ 9.3kwh) ※1kwh当たりの価格(工事費込み価格÷定格蓄電容量) = 150,537円</p>	対象設備 設置経費 (補助対象経費)	対象設備の種類 ①太陽光発電システム ②家庭用蓄電池(本体) ③家庭用蓄電池(工事費)	設置経費(消費税を除く) 1,500,000円 1,200,000円 200,000円 合計 2,900,000円
	対象設備 設置経費 (補助対象経費)	対象設備の種類 ①太陽光発電システム ②家庭用蓄電池(本体) ③家庭用蓄電池(工事費)	設置経費(消費税を除く) 1,500,000円 1,200,000円 200,000円 合計 2,900,000円			
14	家庭用蓄電池	家庭用蓄電池の導入に要件にPVシステムとの接続とありますが、こちらはFIT制度利用の有無は関係ないということで間違いないでしょうか。また家庭用蓄電池にV2Hシステムは含まれないということでしょうか。	家庭用蓄電池に関しては、FIT制度利用の有無は関係ありませんが、重点対策加速化事業を活用するには、同事業においてFIT制度の活用を認めない太陽光発電システムと合わせて設置する必要があります。また家庭用蓄電池にV2Hシステムは含まれません。			
15	家庭用蓄電池	1つの太陽光発電システムに対して複数台の家庭用蓄電池を設置する場合、家庭用蓄電池の補助金は台数分の交付申請ができますか。	家庭用蓄電池の設置台数にかかわらず、太陽光発電システム1つあたりの蓄電容量(複数台の場合はその合計)において、補助金の交付額を決定します。但し、例えば、母屋の太陽光発電システムと離れの太陽光発電システムに別々に蓄電池を設置する場合など蓄電池を設置する太陽光発電システムが異なる場合は財団にご相談ください。 【参考】 ○重点対策加速化事業 蓄電池の価格(円/kWh)の1/3 (ただし、下記価格(※1)の1/3を上限とする)と、下記価格(※2)を上限とする。 ※1 15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き) ※2 一事業あたり 30万円			
16	断熱設備(壁・窓等断熱改修)	断熱設備の外皮部分の確認は写真のみですか？	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図、姿図、求積図、求積表等をご提出ください。 ※補助金申請の手引き22ページ「(7)断熱設備の考え方」を参照してください。			
17	断熱設備(壁・窓等断熱改修)	断熱設備(断熱改修)における屋根の取り扱いについて	屋根に断熱材を施工する場合、屋根のみの断熱改修工事は補助の対象外ですが、居室を中心とした壁・窓等の改修工事とあわせて屋根の断熱改修を行う場合は、補助の対象となります。(屋根は天井に含みます)			
18	高効率空調設備	高効率空調設備で、様式第14号の省CO2効果が2通り表示される。どちらも30%以上を満たす必要があるのか？	期間消費電力量がわかる場合はその数値のみを入力してもらえば、上段に省CO2効果が表示されます。期間消費電力量がわからない場合は暖房と冷房の消費電力を入力していただければ下段に省CO2効果が表示されますので、どちらかで判断してください。			
19	高効率照明機器	調光制御機能を有するLEDとは、どのような機能でしょうか。	調光制御機能を有するLEDとは、以下①～③のいずれかの機能を有するLEDのことです。 ①スケジュール制御(予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能) ②明るさセンサによる一定照度制御(明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する) ③在/不在調光制御(人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する)			

3. 基本対策推進事業

No.	分類	Q	A
1	高効率給湯器	交換前給湯器の証明が必要ですが、銘板の字が小さい、劣化で消えている等、読み取れない場合はどうしたらよいですか。	交換前給湯器が高効率給湯器ではないことの確認のため資料を添付して頂いています。取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等で証明となるものを添付してください。
2	高効率給湯器	上記No.1の確認のための資料を添付することができない場合は、どうしたらよいですか。	原則は上記No.1の確認書類を提出いただきますが、いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定める「交換前設備証明書」を工事施工者に発行を依頼してください。
3	高効率給湯器(エネファーム)	既存の給湯器に後付けのエネファームを設置する場合、対象になりますか。	バックアップ熱源機は既存の給湯器のままで、燃料電池発電ユニットのみエネファームになるのであれば対象となります。
4	高効率給湯器	国の給湯省エネ補助金では、既存給湯器の写真撮影の際、撮影日時のプレートも同時撮影が条件ですが、この補助金では、日付のプレートは不要でしょうか？	日付のプレートは不要です。 型番が分かるように撮影された給湯器の写真を添付してください。

5	太陽熱利用システム	太陽光発電システムを設置せず(既設なし)に、太陽熱温水器を設置する場合は、基本対策推進事業の補助対象には該当しないという認識でよいでしょうか？	「停電の際、単独で設備機能を利用できる」場合は補助の対象となります。 ※「停電の際、単独で設備の機能を利用できる。」とは、系統電力から給電が停止しても、設備の機能を継続できることで、以下のような機能が想定されます。 例①自然循環型で停電時でも水圧でお湯を供給できる。 例②設備に非常用の取り出し口を取り付けている。
6	家庭用蓄電池	家庭用蓄電池の導入要件に太陽光発電システムとの接続とありますが、こちらはFIT制度利用の有無は関係ないということ間違いないでしょうか。また家庭用蓄電池にV2Hシステムは含まれないということでしょうか。	家庭用蓄電池に関しては、FIT制度利用の有無は関係ありません。ただし、基本対策推進事業の太陽光発電システムと合わせて設置する場合は、FIT認定が必要です。また家庭用蓄電池にV2Hシステムは含みません。
7	家庭用蓄電池	1つの太陽光発電システムに対して複数台の家庭用蓄電池を設置する場合、家庭用蓄電池の補助金は台数分の交付申請ができますか。	家庭用蓄電池の設置台数にかかわらず、太陽光発電システム1つあたりの蓄電容量において、補助金の交付額を決定します。但し、例えば、母屋の太陽光発電システムと離れの太陽光発電システムに別々に蓄電池を設置する場合など蓄電池を設置する太陽光発電システムが異なる場合は財団にご相談ください。 【参考】 ○基本対策推進事業 定額 5万円

4. PPA, リース

No.	分類	Q	A
1	事業者について	PPA、リース業者が滋賀県外ですが、補助金交付申請は可能ですか。	PPA、リース業者は滋賀県内外を問いません。 ※補助対象設備の施工業者は県内事業者である必要があります。
2	申請書類について	PPAで太陽光発電システムの交付申請を予定していますが、注意することはありますか。	PPA事業者(需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者)に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること及び交付金事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備することが必要です。
3	申請書類について	リース方式で太陽光発電システムの交付申請を予定していますが、注意することはありますか。	リース方式での申請には、以下の点を満たす必要があります。 ・リース契約を行う場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。 ・リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 ・リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。